

告示第398号

令和5年4月3日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

短期集中運動型サービスモデル事業業務委託契約における企画提案競技参加者の資格について（告示）

短期集中運動型サービスモデル事業業務委託契約における企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

介護予防をより推進し、要支援者等の自立支援及び重度化防止を目的とするリハビリテーション提供体制の充実を図るとともに、フレイル予防の観点から社会参加を促進するため、短期集中運動型サービスのモデル事業を実施する。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市区町村税。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (4) この告示の日から企画提案競技参加資格審査申請の受付期限の日までにおいて、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 平成30年度以降に、鹿児島市において、高齢者の介護、介護予防、健康増進又は運動機能向上に資する委託事業、指定事業、サービス提供等のいずれかの実績があること。

3 参加申込み要領

(1) 受付期間

この告示の日から令和5年4月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請書交付場所、提出場所及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿あんしん課地域包括ケア推進係（本館1階）

電話 099-216-1186（直通）

電子メールアドレス choujuanshin-chi@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法

郵送又は直接持参

(5) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案競技参加申出書（様式1） 1部

イ 業務実績調書（様式2） 1部

ウ （法人）商業登記簿謄本 1部 （個人）身分証明書 1部

エ 印鑑証明書 1部

オ 決算書（この告示の日前における直近の1期分の財務諸表） 1部

カ 鹿児島市が発行した市税に滞納がないことの証明書（この告示の日以降に発行されたものに限る。徴収猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。（この告示の日以降に発行された

もの) 1部

キ 委任状兼使用印鑑届(様式3)(必要な場合のみ) 1部

(6) 注意事項

ア この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、3(5)のウからオまでの書類の提出を省略することができる。

イ 本企画提案競技の参加に際しては、別に定める短期集中運動型サービスモデル事業業務委託契約における企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

(1) 短期集中運動型サービスモデル事業業務委託契約における企画提案競技実施要領等の情報は、鹿児島市ホームページ(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)において入手することができる。